

備品の貸出しに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人白井工業団地協議会(以下「協議会」という。)が保有する備品を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品及び使用料)

第2条 貸出すことができる備品及びその使用料は、別表のとおりとする。

2 協議会は、使用料を備品の引渡時又は返却時に徴収する。

(対象者)

第3条 備品の貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当協議会の会員

(2) 白井工業団地内及びその周辺の自治会・区、子ども会、高齢者クラブ等の住民団体

(3) 白井市及び白井市内での活動を主とする公共・公益団体

(4) その他当協議会が適当と認める団体

(対象活動等)

第4条 備品の貸出しを受けることができる活動は、次に掲げるとおりとする。

(1) 会議、研修会及びセミナー

(2) 展示会、発表会及び商談会

(3) スポーツ、芸能、文化及びレクリエーション等のイベント

(4) その他当協議会が適当と認める活動

2 前項に規定する活動のうち、次のいずれかに該当する場合は、備品の貸出しを行わない。

(1) 営利を目的とする活動(当協議会の会員が行う場合を除く。)

(2) 特定の政党の利害に関する活動

(3) 特定の宗派、宗教若しくは教団を支援する活動

(4) その他、公益を害する恐れがあると認められる活動

(貸出しの期間)

第5条 貸出期間は、原則として貸出す日及び返却する日を含めて5日以内とする。ただし、協議会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

(貸出しの申請)

第6条 備品の貸出しを受けようとする者は、備品貸出申請書(第1号様式)により協議会に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として備品の貸出しを受けようとする日の10日前までに行わなければならない。

(貸出しの承認)

第7条 協議会は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、備品の貸出しを承認した場合には、必要な条件を付したうえで、当該申請をした者に備品貸出承認書(第2号様式)を交付するものとする。

(備品の引渡し及び返却)

第8条 協議会は、前条の規定により貸出しの承認を受けた者(以下「借受者」

という。) に対し、備品貸出承認書に基づき備品を引渡すものとする。

2 借受者は、貸出しを受けた備品を期日までに返却し、協議会は、返却に際し、その数量を確認する。

(借受者の責務)

第9条 借受者は、善良な管理者の注意をもって、備品を使用しなければならない。

2 借受者は、備品を貸出申請時の目的以外に使用してはならず、使用が終わり次第、速やかに貸出し時の原状に復したのち返却するものとする。

3 備品の使用に際し、必要な消耗品等は、借受者の負担とする。

3 貸出しを受けた備品の使用によって生じた事故等に関しては、借受者の責任において処理するものとする。

4 借受者は、備品の貸出しを受ける権利を他に譲渡し、又は貸出しを受けた備品を他に転貸してはならない。

(損害賠償)

第10条 借受者は、自己の責任により備品を毀損し、又は紛失したときは、その損害を賠償又は修繕を行わなければならない。

(貸出しの承認の取消し等)

第11条 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸出しの承認を取消し、又は貸出した備品を返却させることができる。

(1) この規程に反していると認められるとき。

(2) 貸出しの目的又は条件に反していると認められるとき。

(3) 故障、災害その他の理由により備品が使用できないとき。

(4) その他協議会が貸出しを不相当と認めるとき。

2 前項の規定により貸出しの承認を取消され、又は備品を返却させられたことによって生じる借受者の損害については、協議会は、その責めを負わない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会の3役会において定める。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区分	番号	品名	数量	規格等	使用料
投影機器	1	プロジェクター	1	エプソン製	一式、1日当たり 1,500円 但し、2日目以降 1,000円
	2	ノートパソコン	1	NEC製	
	3	レーザーポインター	1		
	4	スクリーン	1	三脚付き	
	5	接続コード	一式		
音響機器	6	ワイヤレスアンプ (TOA製)	1	CD再生機能付き ダイバシティタイプ 電源:AC、乾電池対応	一式、1日当たり 1,500円 但し、2日目以降 1,000円
	7	ワイヤレスマイク	3		
	8	有線マイク	1	コード10m	
	9	マイクスタンド(卓上)	1		
	10	マイクスタンド(床上)	1		一式、1日当たり 500円
	11	外部スピーカー	1		
	12	スピーカースタンド	1		
	13	スピーカー延長コード	1	30m	
投光器	14	投光器(ハロゲン)	一式	2灯対・三脚付き 防雨型	一式、1日当たり 1,000円 但し、2日目以降 500円
	15	投光器(LED)	一式	2灯対・三脚付き 防雨型	
	16	投光器	1	取付金具付き、屋外用	
	17	コードリール(屋外用)	1	30m、防雨型	
	18	延長コード	2	各10m、防雨対応	

注1) 使用料中の1日当たりとは、実質の貸出し日数とし、引渡日及び返却日に利用しない場合は、これを除くものとする。

注2) 貸出しは、区分ごととし、使用しない機器があっても使用料に変更はないものとする。

注3) 当協議会の会員以外の使用料は、それぞれに300円を加算した額とする。

一般社団法人白井工業団地協議会

第1号様式（第6条関係）

備品貸出申請書

年 月 日

一般社団法人白井工業団地協議会
代表理事 様

申請者 住所
名称
代表者名
電話番号

備品の貸出しに関する規程第6条の規定により、下記のとおり備品の貸出しを受けた
いので、申請します。なお、備品の使用に当たっては、備品の貸出しに関する規程に定
められた事項を遵守します。

記

- 1 使用目的
及び人数
- 2 使用場所
- 3 借用備品

番号	品名	数量	備考

- 4 借用期間
年 月 日 () から 年 月 日 () までの 日間
(引渡予定日) 年 月 日 () 時頃
(返却予定日) 年 月 日 () 時頃
- 5 使用責任者 (氏 名) (電話番号)
- 6 返却確認(※協議会が記入) 年 月 日 () 確認者サイン

一般社団法人白井工業団地協議会

第2号様式（第7条関係）

備品貸出承認書

年 月 日

様

一般社団法人白井工業団地協議会
代表理事

備品の貸出しに関する規程第7条の規定により、下記のとおり備品の貸出しを承認します。

記

1 貸出備品

番号	品名	数量	備考

2 貸出期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）までの 日間
(引渡予定日) 年 月 日（ ） 時頃
(返却予定日) 年 月 日（ ） 時頃

3 使用料金 金 円

4 貸出しの条件

- ①備品貸出規程を遵守すること。
- ②申請内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。
- ③備品を毀損し、又は紛失したときは、速やかに報告すること。
- ④備品は、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、返却予定日には、必ず返却すること。

一般社団法人白井工業団地協議会